

大第1028号
令和3年3月29日

一般社団法人 千葉県環境保全協議会 様

整理番号 C-006

千葉県環境生活部大気保全課長
(公印省略)

「千葉県環境保全条例」及び「自動車NOx・PM法」に基づく
報告書等の提出に関する周知への協力について

日頃より、本県の環境行政に御協力いただき厚く御礼申し上げます。
さて、本県では「千葉県環境保全条例」及び「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NOx・PM法)」に基づき、県内で特定自動車^(注)を使用している事業者は、下記1~4に掲げる計画書及び報告書の提出が義務付けられています。

つきましては、貴団体会員等に、下記及び別添「作成の手引き(抜粋版)」により制度の周知について御協力いただきたくお願い申し上げます。

なお、詳細については、ホームページで御確認いただけますが、会員への通知を電子メールで行いたい等、電子データが必要な場合は御連絡ください。

(注)「特定自動車」については「作成の手引き(抜粋版)」の1ページを参照してください。

記

令和3年度 提出が必要な書類と提出期限等

提出書類	対象事業者	対象期間	提出期限
1 自動車環境管理 計画書	<u>県内で特定自動車を30台以上 使用しているすべての事業者 が対象</u>	[計画期間] 令和3年度~令和7年 度まで	<u>令和3年5月28日(金)</u> *今回初めて提出する事業 者は令和3年6月29日(火) まで
2 自動車使用管理 計画書 (表紙のみ)	<u>県内の対策地域で特定自動車 を30台以上使用している事業 者が対象</u>	[報告対象期間] 令和2年度 (令和2年4月1日~ 令和3年3月31日まで)	<u>令和3年6月29日(火)</u>
3 自動車環境管理 実績報告書	<u>県内で特定自動車を30台以上 使用しているすべての事業者 が対象</u>		
4 自動車使用管理 状況報告書 (表紙のみ)	<u>県内の対策地域で特定自動車 を30台以上使用している事業 者が対象</u>		

※県内での使用台数が30台未満の場合はすべて(1~4)の提出は不要となります。詳細は別添「作成の手引き(抜粋版)」の2~3ページで御確認ください。

【担当】
〒260-8667
千葉市中央区市場町1-1
千葉県環境生活部大気保全課
自動車公害対策班
TEL: 043-223-3557

自動車環境管理計画書・実績報告書等 作成の手引き（抜粋版） ～はじめにお読みください～

1. 制度の概要	P.1
2. 提出書類確認用フローチャート	P.2
(例) 事業者による提出書類の違い	P.3
3. 提出書類の種類と提出期限	P.4
4. 届出様式と提出方法	P.6
<参考>	
千葉県環境保全条例について	P.7
自動車 NOx・PM 法について	P.9

＜令和3年度の主な変更点＞

- 1 提出書類表紙の押印を不要としました。
- 2 計画書や報告書等の提出は、電子申請・Eメール・CD-Rのいずれかを利用していただきましたこととしました。（電子データのみとし、紙媒体による提出不可）
- 3 県内で使用する特定自動車が30台未満となった場合の連絡は、電話またはEメールで受付けることとしました。（特定事業者非該当届の廃止）

本手引き（全体版）や制度の概要の確認、様式のダウンロード等
詳細は千葉県ホームページを御確認ください。

千葉県 自動車 30台



「県内で30台以上の自動車を使用している事業者の届出義務」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/jidousha/kankyoukanri/kankyoukanri.html>

1. 制度の概要

【千葉県環境保全条例】

自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図るため、千葉県内で特定自動車(※1)を30台以上使用している事業者(以下「特定事業者(※2)」とします。)は、千葉県環境保全条例により、「自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図るための指針」に基づく「自動車環境管理計画書」を作成し、事業年度毎に「自動車環境管理実績報告書」を提出する義務があります。

【自動車 NOx・PM 法】

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(以下、「自動車NOx・PM法」とします。)に基づき、自動車NOx・PM法で規定する千葉県内の対策地域内(※3)を使用の本拠として特定自動車を30台以上使用している事業者(自動車運送事業者等(※4)以外)は、別途「自動車使用管理計画書」及び「自動車使用管理状況報告書」の提出が必要です。

※1 特定自動車とは

貨物自動車(1、4、6ナンバー)、乗合自動車(2ナンバー)、乗用自動車(3、5、7ナンバー)及び特種用途自動車(8ナンバー)
(軽自動車、二輪車、特殊自動車(0、9ナンバー)及び被けん引車を除きます。)

※2 特定事業者とは

千葉県内で特定自動車を30台以上使用している事業者

※3 対策地域内とは

自動車NOx・PM 法に基づく

千葉県内の対策地域の範囲

千葉市、市川市、船橋市、
松戸市、野田市、佐倉市、
習志野市、柏市、市原市、
流山市、八千代市、我孫子市、
鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、
白井市

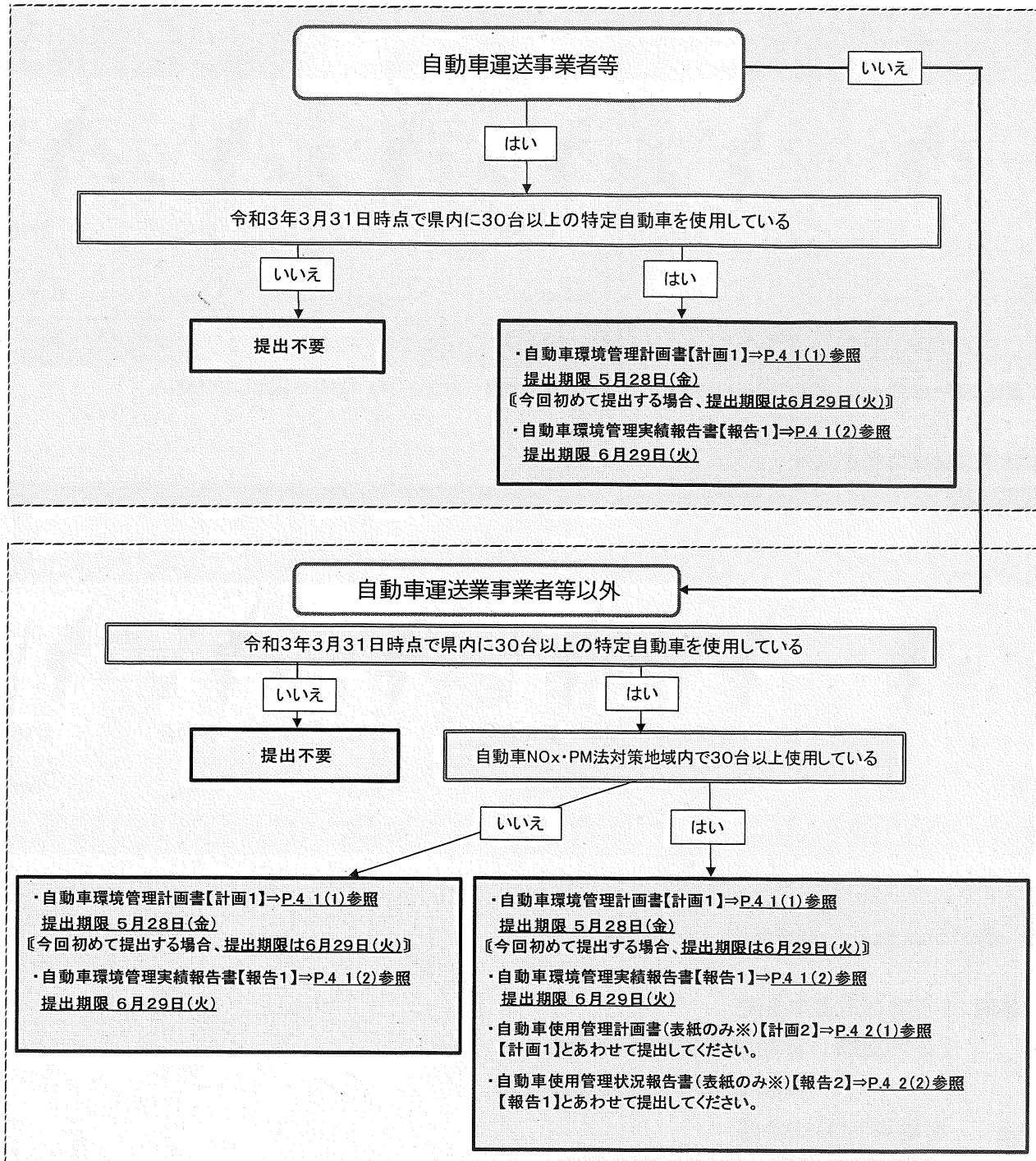


※4 自動車運送事業者等とは

自動車を使用して旅客の運送、
または貨物の運送を行っている
事業者

2. 提出書類確認用フローチャート

令和3年度は、5か年計画書(令和3年度から令和7年度)の提出が必要です。



※【計画2】及び【状況2】は、【計画1】及び【実績1】の表紙以外の様式を同一で運用していることから、表紙のみの提出としています。

(例)事業者による提出書類の違い P.1、P.2 参照

自動車運送事業者等

	A社	B社	C社	D社	E社	F社
	70台	70台	35台 35台	35台 15台	15台 35台	25台 25台
条例	<input type="radio"/> (70台)	<input type="radio"/> (70台)	<input type="radio"/> (70台)	<input type="radio"/> (50台)	<input type="radio"/> (50台)	<input type="radio"/> (50台)
法	運輸支局へ届出*	—	運輸支局へ届出*	運輸支局へ届出*	—	—

* 運輸支局への届出は、国土交通省の定める様式で千葉運輸支局(TEL043-242-7336)へ提出してください。

自動車運送事業者等以外

	G社	H社	I社	J社	K社	L社
	70台	70台	35台 35台	35台 15台	15台 35台	25台 25台
条例	<input type="radio"/> (70台)	<input type="radio"/> (70台)	<input type="radio"/> (70台)	<input type="radio"/> (50台)	<input type="radio"/> (50台)	<input type="radio"/> (50台)
法	<input type="radio"/> 表紙のみ (70台)	—	<input type="radio"/> 表紙のみ (35台)	<input type="radio"/> 表紙のみ (35台)	—	—

○…届出が必要、—…非該当、()…届出台数

条例 千葉県環境保全条例

[必要書類]・自動車環境管理計画書

・自動車環境管理実績報告書

法 自動車 NOx・PM 法

[必要書類]・自動車使用管理計画書

・自動車使用管理状況報告書

* 千葉県地図の黒塗り部分：自動車NOx・PM 法に基づく千葉県内の対策地域

千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、佐倉市、習志野市、柏市、
市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、
白井市

3. 提出書類の種類と提出期限

1. 千葉県環境保全条例に基づく届出

(1)自動車環境管理計画書【計画1】【第55条の2】

排出量の目標値や代替計画等を記入した5か年計画書を提出してください。

【対象となる事業者】

千葉県内の事業所において特定自動車(軽自動車、二輪車、特殊自動車及び被けん引車を除く自動車)を30台以上使用している事業者(特定事業者)

【提出期限】

①令和2年度までの計画書を提出している事業者は令和3年5月28日(金)

までに提出してください。

②今回初めて計画書を提出する事業者は令和3年6月29日(火)までに提出してください。

(2)自動車環境管理実績報告書【報告1】【第55条の3】

令和2年度の実績を記入した実績報告書を提出してください。

【対象となる事業者】

平成28年度～令和2年度の自動車環境管理計画書を提出している特定事業者

【提出期限】

令和3年6月29日(火)までに提出してください。

2. 自動車NOx・PM法に基づく届出

(1)自動車使用管理計画書【計画2】【第33条】

5か年計画書(表紙のみ)を提出してください。

【対象となる事業者】

自動車 NOx・PM 法で規定する千葉県内の対策地域内を使用の本拠として特定自動車を30台以上使用している事業者(自動車運送事業者等以外)

【提出期限】

自動車 NOx・PM 法の提出期限は6月30日(水)ですが、できるだけ自動車環境管理計画書

【計画1】とあわせて提出してください。

(2)自動車使用管理状況報告書【報告2】【第34条】

前年度の実績(対策地域内のみ)を記入した報告書(表紙のみ)を提出してください。

【対象となる事業者】

平成28年度～令和2年度の自動車使用管理計画書【計画2】を提出している特定事業者

【提出期限】

自動車 NOx・PM 法の提出期限は6月30日(水)ですが、できるだけ自動車環境管理実績報告書

【報告1】とあわせて提出してください。

3. 環境保全条例に基づく届出（隨時提出するもの）

(1)自動車環境管理者選任(解任)届出書【選任・解任】【第55条の5】

特定事業者は、次の職務を行う自動車環境管理者を選任又は解任した場合、届出をしてください。

- ア 自動車環境管理計画書に記入された事項の実施状況の把握
- イ 自動車環境管理計画書に記入された事項について、自動車の運行等に従事する者への指導及び助言
- ウ 自動車の使用に伴う環境への負荷を低減するために必要な業務

【対象となる事業者】

自動車環境管理計画書を提出している事業者

【提出期限】

自動車環境管理者を選任又は解任した日から60日以内

(2)自動車環境管理計画書変更届出書【変更】【第55条の2】

提出した自動車環境管理計画書の内容を計画期間中に変更した場合は届出をしてください。

なお、詳細につきましては大気保全課宛てに電話でお問い合わせください。

(TEL043-223-3557)

【提出期限】

自動車環境管理計画書の内容を変更した日から60日以内

(3)非該当となった場合

千葉県内での特定自動車の台数が30台未満になった場合は、電話またはEメールで大気保全課までご連絡ください。(TEL043-223-3557、Eメール car2@mz.pref.chiba.lg.jp)

提出書類についてのお問合せについて

ご提出していただいた書類について、作成されたご担当者へ千葉県から内容について問い合わせをする場合があります。

尚、提出書類については順番に審査するため、受付日からお問い合わせをするまでに時間がかかる場合があります。ご了承ください。

4. 届出様式と提出方法

(1) 届出様式の入手方法

千葉県ホームページ大気保全課

「県内で30台以上の自動車を使用している事業者の届出義務」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/jidousha/kankyoukanri/kankyoukanri.html>

当ページに下記の(1)~(6)の計画等作成用のExcelファイルを掲載していますので、ダウンロードの上、使用してください。

- (1)自動車環境管理計画書【計画1】(該当年度のみ)
- (2)自動車環境管理実績報告書【報告1】(毎年)
- (3)自動車環境管理者選任(解任)届出書【選任・解任】
- (4)自動車環境管理計画書変更届出書【変更】
- (5)自動車使用管理計画書【計画2】(表紙のみ)
- (6)自動車使用管理状況報告書【報告2】(表紙のみ)

(2) 報告書等の提出方法

以下の①~③いずれかの方法により電子データで提出してください。

紙媒体での受付は行いません。このため副本等への受付印押印も行いません。

- ① <電子申請> 「ちば電子申請サービス」を利用して提出してください。

<https://s-kantan.jp/pref-chiba-u/>

手続き名：「千葉県環境保全条例」及び「自動車NOx・PM法」に基づく計画書・報告書等について

(注) ちば電子申請サービスはR3.3.1(月)にリニューアルしております。

※「ちば電子申請サービス」は、申込完了時に通知メールでお知らせする認証手続きです。

副本対応が必要な方は電子申請を御利用ください。

- ② <Eメール>下記に様式のExcelファイルを添付して送付してください。

Eメールアドレス car2@mz.pref.chiba.lg.jp

- ③ <郵送又は持参>CD-Rに様式のExcelファイルを格納して提出してください。

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 千葉県環境生活部大気保全課（本庁舎3階）

【問い合わせ先】

千葉県環境生活部大気保全課 自動車公害対策班 (TEL 043-223-3557)

Eメールアドレス car2@mz.pref.chiba.lg.jp

<参考>

○千葉県環境保全条例

(自動車環境管理計画書の作成及び提出等)

第五十五条の二 県内の事業所における自動車の使用台数が規則で定める規模以上の事業者(以下この節において「特定事業者」という。)は、規則で定めるところにより、当該特定事業者が行う自動車の使用に伴う環境への負荷を低減するための事項を記載した計画書(以下この節において「自動車環境管理計画書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

2 自動車環境管理計画書に記載する事項は、前条第一項の指針に基づくものでなければならない。

3 特定事業者は、自動車環境管理計画書の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(実績報告書の作成及び提出)

第五十五条の三 特定事業者は、毎事業年度、規則で定めるところにより、自動車環境管理計画書に記載された事項に係る当該事業年度の前事業年度の実績を記載した報告書(次条において「実績報告書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

(自動車環境管理者の選任)

第五十五条の五 特定事業者は、次の各号に掲げる職務を行わせるため、自動車環境管理者を選任しなければならない。

一 自動車環境管理計画書に記載された事項の実施状況の把握

二 自動車環境管理計画書に記載された事項について、自動車の運行等に従事する者への指導及び助言

三 前各号に掲げるもののほか、自動車の使用に伴う環境への負荷を低減するために必要な業務

2 特定事業者は、前項の規定により自動車環境管理者を選任したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

○千葉県環境保全条例施行規則

(自動車環境管理計画書の提出等)

第二十四条 条例第五十五条の二第一項に規定する規則で定める規模は、道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号。以下「法」という。)第三条に規定する普通自動車及び小型自動車(二輪自動車及び被けん引自動車を除く。)であつて法第五十八条の規定による有効な自動車検査証の交付を受けたものの合計が三十台以上とする。

2 条例第五十五条の二第一項に規定する自動車環境管理計画書(以下「計画書」という。)の提出は、自動車環境管理計画書(別記第十九号様式)により行うものとする。

3 計画書は、特定事業者に該当することとなった日の属する事業年度から平成三十三年三月三十一日を含む事業年度までの期間を計画期間として作成するものとし、当該期間を経過した後は五事業年度を計画期間とする計画を順次作成するものとする。

4 計画書は、特定事業者に該当することとなった日から九十日以内（特定事業者に該当することとなったことにより初めて提出した計画書に引き続く計画書の提出にあっては、計画期間の初年度の開始の日から起算して六十日以内）に提出しなければならない。

（計画書の変更の届出）

第二十五条 条例第五十五条の二第三項の規定による計画書の内容の変更の届出は、自動車環境管理計画書変更届出書（別記第二十号様式）により行うものとする。

2 自動車環境管理計画書変更届出書は、計画書の内容を変更した日から六十日以内に届け出なければならない。

（実績報告書の提出等）

第二十六条 条例第五十五条の三の規定による実績報告書の提出は、自動車環境管理実績報告書（別記第二十一号様式）により行うものとする。

2 自動車環境管理実績報告書は、毎事業年度終了後九十日以内に提出しなければならない。

（自動車環境管理者の選任及び解任の届出）

第二十七条 条例第五十五条の五第二項の規定による届出は、自動車環境管理者選任（解任）届出書（別記第二十二号様式）により行うものとする。

2 自動車環境管理者選任（解任）届出書は、自動車環境管理者を選任し、又は解任した日から六十日以内に届け出なければならない。

○自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NOx・PM法)

(対象自動車を使用する事業者による計画の作成)

第三十三条 窒素酸化物排出自動車、粒子状物質排出自動車その他の窒素酸化物対策地域内又は粒子状物質対策地域内に使用の本拠の位置を有する自動車であって、政令で定めるもの（以下この条において「対象自動車」という。）を使用する事業者は、その対象自動車のうち、排出状況その他の事情を勘案して政令で定める台数以上のものが一の都道府県の区域内にその使用の本拠の位置を有するときは、主務省令で定めるところにより、第三十一条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な計画的に取り組むべき措置であって、その一の都道府県の区域内にその使用の本拠の位置を有する対象自動車（以下この条及び第三十五条第一項において「特定自動車」という。）に係るもの実施に関する計画を作成し、当該特定自動車の使用の本拠の位置の属する都道府県の知事に提出しなければならない。

(定期の報告)

第三十四条 前条の規定により同条の計画を作成すべき事業者（次条及び第四十一条第二項において「特定事業者」という。）は、毎年、主務省令で定めるところにより、その事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な措置の実施の状況に関し、主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

○自動車運送事業者等以外の事業者に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める命令

(対象自動車を使用する事業者による計画の提出)

第一条 3項 法第三十三条の規定による計画の提出は、特定事業者に該当することとなった日又は計画期間が満了した日から三月以内に、正本にその写し一通を添えてしなければならない。

(定期の報告)

第二条 2項 法第三十四条の規定による報告は、毎年六月三十日までに、正本にその写し一通を添えてしなければならない。

○自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令

(対象自動車等)

第八条 法第三十三条の政令で定める自動車は、窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車とする。

2 法第三十三条の政令で定める台数は、三十台とする。